



川崎市議会議員

# 本間 賢次郎 ケンジロウ

市政レポート No. 19 (令和元年7月号)

未来へ働き続ける、想いを「ツナ」ぐ。  
イメージキャラクター：本マグロ ツナジロウ

事務所 〒210-0834 川崎市川崎区大島 3-14-17

TEL044-742-8072

FAX044-211-1081

## ごあいさつ

令和時代最初の論戦となる令和元年第3回定例会が6月10日から7月3日の会期で行われ、代表質問、委員会審議、一般質問を通じて市政のさまざまな課題、取り組みについて議論を行って参りました。

私は、6月28日に令和初の一般質問のトップバッターとして質問に立ち、新たな時代への願い、祈りを込めて、災害対応全般をメインテーマに据え、質疑を行いました。今号では、その内の「人口増加に伴う避難場所の選定等について」を報告致します。



## 災害発生時の安全確保に向けて

地元の方々から「川崎競馬場が避難場所として利用できるようにしてほしい」というご意見が寄せられました。私の記憶では広域避難場所に指定されていたと思っておりましたが、調べたところ川崎市のホームページにある「指定緊急避難場所の指定」一覧表には「富士見公園（一帯）」と書かれているのみでした。一方で、川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」を見ると、川崎競馬場に広域避難場所のマークが印されています。つまり、文字だけの一覧表を見た方には「競馬場は避難場所ではない」と誤解を与えてしまったのです。そこで、この点を指摘し、今後の市民向けの広報紙等には「富士見公園一帯（川崎競馬場・川崎競輪場・富士通スタジアム川崎（旧・川崎球場）を含む）」と表記するように要望致しました。

なお、川崎競馬場には川崎競馬組合のご協力により、すでに約 3,000 人分の毛布や飲料、食料が備蓄されており、避難場所として利用できる状態となっています。危機管理監からの答弁にも「川崎競馬場への避難は可能である」とあり、周辺地域の方々は避難が必要となった時に競馬場が最寄と思われましたら、落ち着いて避難して頂きたいと思えます。

#### ※指定緊急避難場所と指定避難場所について

指定緊急避難場所とは、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先のことを言います。川崎市には 176 の施設と 13（川崎競馬場・川崎競輪場・富士通スタジアム川崎は富士見公園一帯に含む）の広域避難場所が指定されています。

一方、指定避難場所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。川崎市には 176 施設が指定されています。

また、人口増加が進む本市において、大規模の災害等が発生した時、現在指定されている避難場所だけで全避難者の受け入れが可能なのかという不安のお声も頂いておられます。行政の指定する避難場所は公立学校や公共施設がほとんどですが、こうした本市の現状をしっかりと捉え、避難行動の際の不安軽減のために、より安全を確保するべく、川崎競馬場の例を挙げ、民間企業や団体の方々との協議をさらに進め、官民が力を合わせて避難場所を確保する取り組みの必要性を訴えました。民間企業等との連携については、川崎区では津波対策において地域の事業所などからご協力を頂き津波避難施設の指定を行っています。今後は全市的において、さまざまな災害を想定し、地域の実情に合わせ、安全な避難場所の確保に努めることとなります。

災害等の発生時の第一の不安は身の安全を確保できるかです。避難できる場所、施設が近くにあることで、市民、市内で働く方々に安心感を持って頂けると考えます。引き続き、安心感のある、安全で災害に強いまちづくりに取り組んで参ります。